

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部課室等名	中央卸売市場	
許認可等名	受託契約約款の変更の承認	
根拠法令	徳島市中央卸売市場業務条例	
根拠条項	第45条第1項	
連絡先	(電話 628-2759)	
審査基準	基 準	<p>(受託契約約款) 第45条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、法第15条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に当該受託契約約款を添えて規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の受託契約約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項 (2) 受託物品の保管に関する事項 (3) 受託物品の手入れ等に関する事項 (4) 受信場所に関する事項 (5) 送り状又は発送案内に関する事項 (6) 受託物品の上場に関する事項 (7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項 (8) 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項 (9) 委託手数料の額に関する事項 (10) 委託者の負担すべき費用に関する事項 (11) 仕切りに関する事項 (12) 第40条第1項ただし書、第47条第3項又は第83条の規定による場合に関する事項
	参考事項	原則として、申請があった場合には承認を行う。
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (設定しないものについて はその理由)	総日数 10日(休日を除く)
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準	<p>基 準</p>	<p>(13) 前各号のほか重要な事項 * 受託契約約款変更承認申請書は、別紙様式第31号とする。</p>
------	------------	---